

洲本市児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務名

洲本市児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）

(2) 業務目的

本事業は、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「洲本市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで ※令和8年度は10月～本格実施予定

(5) 実施場所

効果的に事業の実施が可能である場所（空き家や賃貸物件の活用を含む）とし、市と協議のうえ決定すること。また、施設には定員に合った十分な広さを確保するとともに、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペース、その他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

(6) 提案上限額（年額）

本市からの業務委託料収入の上限額について、下表を参考にしてください。

令和8年度については、原則として、当該金額が本市からの業務委託料上限となります。

令和8年度 (1カ月分)	運営費						計
	基本分	送迎加算	専門職員 配置加算	心理療法 担当職員 加算	長時間開所 加算 (平日分)	賃借料補助 加算	
週5日開設	1,250,000	130,000	190,000	190,000	90,000	150,000	2,000,000

令和8年度 12,000千円 ※初年度は10月～本格実施予定

令和9年度 26,148千円 ※令和8年4月現在

令和10年度 26,148千円 ※令和8年4月現在

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 児童福祉事業又はそれに類する事業を2年以上実施している業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 参加申込書類提出期限（以下「基準日」という。）において、本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けていない者。ただし、基準日以降であっても、契約締結日の前日までの間に

本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けた場合は、基準日に遡って参加資格がない者とみなし、契約締結はしない。

- (4) 基準日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを含む。）。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (7) 国税、県民税、法人が所在する市町村税を滞納していないこと。
- (8) 事業者の選考に当たって、本庁が設置する等業務に係る選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。
- (9) 事業者の選考に当たって、本庁が設置する等業務に係る選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

3 スケジュール

公募開始	: 令和8年6月15日（月）
質問受付期限	: 令和8年6月26日（金）午後5時まで
質問回答期限	: 令和8年7月 3日（金）
参加申込書提出期限	: 令和8年7月10日（金）午後5時まで
提案書提出期限	: 令和8年7月24日（金）午後5時まで
選定審査	: 令和8年8月上旬 予定
選定結果通知	: 令和8年8月中旬 予定
契約締結	: 令和8年8月下旬 予定

4 質問の受付等応募に関する事項

本事業に関する説明会は実施しない。質問は、次の要領で提出すること。なお、質問内容は提出書類及び業務実施に関する事項に限り、審査等に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式9）

(2) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時まで

(3) 提出先

洲本市健康福祉部子ども子育て課子ども支援係（こども家庭センター）に電子メールにて提出

すること。なお、件名は「洲本市児童育成支援拠点事業質問書」とすること。

【アドレス】 kodomo@city.sumoto.lg.jp

(4) 質問に対する回答

回答は、参加表明書等を提出した者に対し、令和8年7月3日（金）までに電子メールにて回答する。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要領で参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 参加資格に関する申立書（様式2）
- ③ 法人概要書（様式3）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

(4) 提出先

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市健康福祉部子ども子育て課子ども支援係（こども家庭センター）

Tel：0799-22-1333（課直通）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。なお、持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵便の場合は、提出期限までに必着とする。

6. 企画提案書等の提出

企画提案については、次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ① 業務実績（様式4-1，様式4-2）
- ② 業務実施体制（様式5）
- ③ 予定専門職等調書（様式6）
- ④ 提案書（様式7）（任意様式）
- ⑤ 見積書（様式8）（任意様式）
- ⑥ 法人の登記事項証明書、定款（任意様式）
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明（未納税額のない証明）

(2) 提案書の形式について

- ① 企画提案所の様式サイズは、日本工業規格（JIS）によるA4サイズ（以下、様式サイズはJIS規格による）とする。なお、A3サイズによる折込ページは可とするが、A3サイズは2ページとして換算する。
- ② 企画提案書は、片面20ページ以内（図、表なども含む。）とし、簡潔明瞭に記載するとともに、各ページの下部余白にページ番号を付すこと。

③ 図、表、写真等の使用及び着色は自由とする。

(3) 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出期限

令和8年7月24日（金） 午後5時まで（必着）

(5) 提出先及び提出方法

参加申込書等の提出と同じ

(6) その他

応募書類はいかなる場合でも返却しない。

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、申込者の負担とする。

7. プロポーザルの審査方法

(1) 洲本市児童育成支援拠点事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、公正かつ公平な審査を適切に行う。

(2) 4者以上の法人から提案があった場合、書類審査にて3者の法人を選定する。書類審査で残った3法人に対しプレゼンテーション審査を行う。

(3) 内容を審査基準に沿って審査する。審査の結果、評価点が最も高い提案者を「優先交渉権者」に決定する。参加者が1者であっても選定委員会による審査を行い、事業目的を達成できるものと判断したときは「優先交渉権者」として選定する。

(4) プレゼンテーション審査

ア 日時、場所等の詳細は電話・メールにより提案者に連絡する。

イ 発表時間等30分程度（準備は5分以内、15分以内の発表後、10分程度の質疑応答時間を設ける）

ウ 資料 提出した応募書類により行う、追加資料は認めない。

エ その他 プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。

8. 選定結果

優先交渉権者を決定した後、すべてのプロポーザル参加者へ通知し、速やかに本市ホームページに優先交渉権者名及び点数（優先交渉権者以外の事業者名等は非公表）を公表する。なお、選定結果に関する一切の事項についての質問、説明要求、意見、異議申立ては受け付けないものとする。

9. 契約手続

(1) 優先交渉権者を決定後、提案書の内容を基本として詳細を協議する。両者協議が整った場合に本業務に係る契約を締結する。

(2) 契約締結の交渉の結果、不調となった場合には、次点者との交渉を行う。

(3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

(4) 成績優秀の場合は、4年以内を限度として契約更新を行うことができる。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10。なお、洲本市契約規則第25条に掲げる条件を満たす場合は、契約保障金を免除する。

10. 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合。
- (2) 著しく信義に反する行為または審査の公平性に影響を与える行為があつた場合。
- (3) 会社更生法を適用する等、契約履行が困難と認められる状況に至つた場合。
- (4) 期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (5) その他、実施要領に違反した場合。

11. 辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（任意様式）を持参して提出すること。

なお、既に提出された書類は返却しないものとする。

12. その他

- ① 本選考への参加に関する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ② 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ③ 提出された全ての書類の返却は行わない。
- ④ 提出期限以降における参加表明書、企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ⑥ 提出された書類は、洲本市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。また、提出された書類は、選定に関する目的以外に使用しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑧ 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うものとする。

13. 担当部署・問い合わせ先

洲本市健康福祉部子ども子育て課子ども支援係（こども家庭センター）

住所 〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-1333（課共通） FAX：0799-22-1690

e-mail: kodomo@city.sumoto.lg.jp（担当：郡・片井・北岡）